バスケットボールクラブ規約

第１章　総　　　則

（名　称）

第１条 本クラブは、　　　　　　　　　　バスケットボールクラブと称する。

（事務所）

第２条　本クラブは、主たる事務所をチーフクラブマネジャー宅とする。

（目　的）

第３条　本クラブは、主に　　　　　　地域内におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全

　　　　な心身を育成し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

　　２　本クラブは、前項の目的のために、日本バスケットボール協会及び山形県バスケットボ

　　　　ール協会と連携を取り活動する。

（事　業）

第４条　本クラブは、前条の目的のために、次の事業を行う。

（１）各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催

（２）各種研修会の開催

（３）健康体力相談・栄養アドバイス

（４）その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

（組　織）

第５条　本クラブは、前条の事業を行うために、次の部門を置く。

（１）育成部門

（２）競技部門

（３）ユースボランティア部門

２　本クラブは、運営のために前項に規定する各部門の団体・教室等より運営委員を選出し、

　　育成協議会を組織する。

第２章　会　　　員

（クラブの構成員）

第６条　本クラブは、その目的に賛同する者を構成員とする。

（クラブの構成）

第７条　本クラブは、次の者をもって構成する。

（１）正会員　（２）個人会員　（３）家族会員　（４）登録指導者及びボランティア

２　正会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの運営に直接関与する者をいう。

３　個人会員は、本クラブの目的に賛同し、第４条の事業に参加する個人をいう。

４　家族会員は、本クラブの目的に賛同し、第４条の事業に参加する家族をいう。

５　登録指導者及びボランティアは、本クラブの目的に賛同し、第４条の事業を行うために本ク

　　ラブに登録する有資格指導者及び無資格指導者、並びにボランティアをいう。

（会員の権利）

第８条　会員は、クラブの発行する会報の配布を受け、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

（入会資格）

第９条　本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

（１）本クラブの目的に賛同するものであること。

（２）本クラブの定める諸規定を遵守するものであること。

（除　名）

第１０条　本クラブは、第９条の要件を満たさない会員について除名することができる。

（入会手続）

第１１条　本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

（会費の納入）

第１２条　会員は、会費を納入するものとする。

　　　２　本クラブの会費とは次のものをいう。なお、会費の金額については、別に定める。

　　　　（１）入会金（スポーツ保険料含む）（２）正会員会費　（２）家族会員費

　　　　（３）活動費（大会・遠征）　　　（４）参加費（スポーツ教室）

　　　　（５）雑費（ビブス購入費・タイマー維持費・その他用具購入費など）

第１３条　一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

（会費の滞納）

第１４条　会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

第３章　役　　　員

（種類及び定数）

第１５条　本クラブには、次の役員を置く。

　（１）会長　１名　（２）副会長　若干名　（３）会計監査　若干名

　（４）チーフクラブマネジャー　１名　（５）クラブマネジャー　若干名

（顧　問）

第１６条　本クラブに、顧問を置くことができる。

　　　２　顧問は会長が委嘱し、必要に応じ会長の諮問に応じる。

（役員の選任）

第１７条　会長は育成協議会で推挙し、総会において決定する。

　　　２　副会長、会計監査、チーフクラブマネジャー及びクラブマネジャーは、運営委員の互

　　選とする。

（役員の職務）

第１８条　会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。

　　　２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

　　　３　会計監査は、本クラブの会計事務を監査する。

　　　４　チーフクラブマネジャーは、クラブ全体のマネージメントを行う。

５　クラブマネジャーは、本クラブの書記・会計業務を分担し、チーフクラブマネジャー

　　と連携をして、　　　　　　　クラブのマネージメントを行う。

（役員の任期）

第１９条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

第４章　会　　　議

（会　議）

第２０条　本クラブに次の会議を置く。

　（１）総会

（２）育成協議会

（総　会）

第２１条　総会は、本クラブの最高議決機関であって、この規約に規定するもののほか、次の事

　　　　　項を議決する。

（１）事業計画及び予算の決定

（２）事業報告及び決算の承認

（３）その他、育成協議会で必要と認めた重要事項

　　　２　育成協議会をもって総会とすることができる。

（育成協議会）

第２２条　育成協議会は、本クラブの執行機関であって、この規約に規定するもののほか、次の

　　　　　事項を議決する。

（１）事業計画及び予算の策定

（２）本クラブの活動の策定

（３）その他、総会の議決した事項の執行に関すること

（会議の招集）

第２３条　本クラブの各会議は、会長が召集する。

（議　事）

第２４条　会議は、運営委員の２分の１以上の出席をもって成立する。

　　　２　会議の決議は、過半数をもって決議する。

第５章　事　務　局

（事務局の設置）

第２５条　本クラブに、本クラブの事務を処理するため、事務局を設置する。

　　　２　事務局には、チーフクラブマネジャー及びクラブマネジャーを置く。

　　　３　クラブマネジャーは、その事務内容に応じ、有給の者と無給の者とする。

（クラブマネジャーの報酬）

第２６条　本クラブは、前条の有給クラブマネジャーに対し、別に定める報酬を支給する。

（組織及び運営）

第２７条　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て、会長が定める。

第６章　会　　　計

（資　金）

第２８条　本クラブの資金は、会費、事業等による収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収

　　　　　入をもってあてる。

（資金の管理）

第２９条　本クラブの資金は、事務局が管理する。

（会計年度）

第３０条　本クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

第６章　事故の責任

（事故の責任）

第３１条　会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指

導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、

傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求し

ないものとする。

（保険の加入）

第３２条　会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷

害については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとし、未加入者の

活動中の事故については、本クラブにおいて一切の責任を負わないものとする。

第７章　雑　　　則

（細則）

第３３条　本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、会議の決議によって定める。

（規約の改正）

第３４条　本規約は、会議の決議によって随時改正することができる。

附　　則

（施行期日）

　　　１　本規約は、平成　　　年　　　月　　　　日から施行する。

２　本規約は、平成　　　年　　　月　　日に改正し平成　　年　　月　　日から遡及し

　　て施行する。

（正会員会費及び活動費）

２　本クラブの正会員会費（入会費）及び年会費は、第１２条第２項の規定にかかわらず、

次に掲げる額とする。ただし、第５条第１項に規定する各部門の団体・教室等に複数

所属している場合について、重複して納入する必要はない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 |  区　　分 |  金　　　　額 |
|  １ | 入会金（正会員・個人会員のみ） |  年額　　　　　　円 |
|  ２ | 正会員　（クラブ活動員） |  月額 円 |
|  ３ | 家族会員（クラブ活動員の家族） |  年額 円 |
|  ４ | 個人会員（スポーツ教室） |  １回　　　　　　円　　見学は無料 |
|  ５ | 大会参加・遠征 | 別途必要な金額を徴収する |
|  ６ | 雑費（ビブス・用具購入費） | 必要に応じて徴収 |

（活動費及び参加費）

３　本クラブの活動費及び参加費は、第１２条第２項の規定にかかわらず、次に掲げる額

　　とする。

（その他主催事業）

　　　４　事業ごとの開催要綱に定める。

（有給クラブマネジャー及び報酬）

５　本クラブの有給クラブマネジャーは、第２５条第３項の規定にかかわらず、４名以上

　　置くこととし、１名につき１回の練習で資格級に合わせて支給する。

（保　険）

６ 本クラブのスポーツ傷害保険については、第３２条の規定にかかわらず、直轄運営部

　　門の各教室及び主催事業のみ加入することとする。ただし、不特定多数の者が参加す

　　る危険度の高い事業については、本クラブが主催者としてスポーツイベント保険等に

　　加入する。

（視察料）

　　　７　本クラブの視察料については、視察希望団体等より１人１０００円を徴収する。

（組織）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  役　　　職 |  氏　　名 | 指導者資格審判資格 |  備　　考 |
| １ |  会　　　長 |  |  |  |
| ２ |  副　会　長 |  |  |  |
| ３ |  会計監査 |  |  |  |
| ４ | チーフマネージャー |  |  |  |
| ５ | 男子育成ヘッドコーチ |  |  | 育成委員 |
| ６ | 男子育成アシスタントコーチ |  |  | 競技委員 |
| ７ | 男子育成アシスタントコーチ |  |  | 審判委員 |
| ８ | 女子育成ヘッドコーチ |  |  | 育成委員 |
| ９ | 女子育成アシスタントコーチ |  |  | 競技委員 |
| 10 | 女子育成アシスタントコーチ |  |  | 審判委員 |
| 11 | 帯同審判員 |  |  | 審判員 |
| 12 | 帯同審判員 |  |  | 審判員 |

※チームスタッフにD級以上の指導者資格、C級以上の審判資格を取得している者がいること